

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和6年4月以降版) (案)

いわき市

1	A2	介護予防訪問介護相当サービスコード表	1
2	A2	共生型介護予防訪問介護相当サービス(ア)＜70/100＞サービスコード表	2
3	A2	共生型介護予防訪問介護相当サービス(イ)＜93/100＞サービスコード表	3
4	A2	共生型介護予防訪問介護相当サービス(ウ)＜100/100＞サービスコード表	4
5	A2	共生型介護予防訪問介護相当サービス(エ)＜93/100＞サービスコード表	5
6	A3	生活援助サービスコード表	6
7	A6	介護予防通所介護相当サービスコード表	7
8	A6	共生型介護予防通所介護相当サービス＜90/100＞サービスコード表	8
9	A7	通所型短期集中予防サービスコード表	9
10	AF	介護予防ケアマネジメント費サービスコード表	10

A2 介護予防訪問介護相当サービスコード表

・介護予防訪問介護相当サービス指定事業所が介護予防訪問介護相当サービスを行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービス11	訪問型サービス11	1週に1回程度の場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,176 1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	訪問型サービス11	1週に1回程度の場合 ※1月に4回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	39 1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12	訪問型サービス12	1週に2回程度の場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	2,349 1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	訪問型サービス12	1週に2回程度の場合 ※1月に8回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	77 1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13	訪問型サービス13	1週に2回を超える程度の場合 ※1月に12回を超えてサービスを提供した場合	3,727 1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	訪問型サービス13	1週に2回を超える程度の場合 ※1月に12回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	123 1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	訪問型サービス21	標準的な内容の訪問型サービスである場合 ※1月に12回まで	287
A2	2511	訪問型独自サービス22	訪問型サービス22	生活援助が中心である場合(20分以上45分未満)※1月に20回まで	179
A2	2621	訪問型独自サービス23	訪問型サービス23	生活援助が中心である場合(45分以上)※1月に16回まで	220 1回につき
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	訪問型短時間サービス	事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※主に身体介護を行う場合で1月につき2回まで	163
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	訪問型サービス11	1週に1回程度の場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	12単位減算 -12 1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	訪問型サービス11	1週に1回程度の場合 ※1月に4回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	1単位減算 -1 1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	訪問型サービス12	1週に2回程度の場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	23単位減算 -23 1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	訪問型サービス12	1週に2回程度の場合 ※1月に8回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	1単位減算 -1 1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	訪問型サービス13	1週に2回を超える程度の場合 ※1月に12回を超えてサービスを提供した場合	37単位減算 -37 1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	訪問型サービス13	1週に2回を超える程度の場合 ※1月に12回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	1単位減算 -1 1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	訪問型サービス21	標準的な内容の訪問型サービスである場合	3単位減算 -3
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	訪問型サービス22	生活援助が中心である場合(20分以上45分未満)	2単位減算 -2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	訪問型サービス23	生活援助が中心である場合(45分以上)	2単位減算 -2 1回につき
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	訪問型短時間サービス	事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※主に身体介護を行う場合で1月につき2回まで	2単位減算 -2
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算	1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算 100 1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算 200
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	口腔連携強化加算 ※1月に1回を限度	50単位加算	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算	

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

A2 共生型介護予防訪問介護相当サービス(ア) <70/100> サービスコード表

・指定居宅介護事業所において、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が共生型介護予防訪問介護相当サービスを行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1121	訪問型独自サービス11/2	訪問型サービス11/2 1週に1回程度の場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	823	1月につき
A2	2121	訪問型独自サービス11/2日割	1週に1回程度の場合 ※1月に4回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	27	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービス12/2	訪問型サービス12/2 1週に2回程度の場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	1,644	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービス12/2日割	1週に2回程度の場合 ※1月に8回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	54	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス13/2	訪問型サービス13/2 1週に2回を超える程度の場合 ※1月に12回を超えてサービスを提供した場合	2,609	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービス13/2日割	1週に2回を超える程度の場合 ※1月に12回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	86	1日につき
A2	2421	訪問型独自サービス21/2	訪問型サービス21/2 標準的な内容の訪問型サービスである場合 ※1月に12回まで	201	
A2	2521	訪問型独自サービス22/2	訪問型サービス22/2 生活援助が中心である場合(20分以上45分未満)※1月に20回まで	125	
A2	2631	訪問型独自サービス23/2	訪問型サービス23/2 生活援助が中心である場合(45分以上) ※1月に16回まで	154	1回につき
A2	1421	訪問型独自短時間サービス/2	訪問型短時間サービス2 事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※主に身体介護を行う場合で1月につき2回まで	114	
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11/2	訪問型サービス11 1週に1回程度の場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	8単位減算	-8 1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	1週に1回程度の場合 ※1月に4回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12/2	訪問型サービス12 1週に2回程度の場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	16単位減算	-16 1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	1週に2回程度の場合 ※1月に8回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13/2	訪問型サービス13 1週に2回を超える程度の場合 ※1月に12回を超えてサービスを提供した場合	26単位減算	-26 1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	1週に2回を超える程度の場合 ※1月に12回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	1単位減算	-1 1日につき
A2	C226	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21/2	訪問型サービス21 標準的な内容の訪問型サービスである場合	2単位減算	-2
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22/2	訪問型サービス22 生活援助が中心である場合(20分以上45分未満)	1単位減算	-1
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	訪問型サービス23 生活援助が中心である場合(45分以上)	2単位減算	-2 1回につき
A2	C229	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間/2	訪問型短時間サービス 事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※主に身体介護を行う場合で1月につき2回まで	1単位減算	-1
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算	1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		所定単位数の15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100 1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	口腔連携強化加算 ※1月に1回を限度	50単位加算	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000加算	1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000加算	

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

A2 共生型介護予防訪問介護相当サービス(イ)＜93/100＞サービスコード表

・指定居宅介護事業所において、重度訪問介護従業者養成研修修了者が共生型介護予防訪問介護相当サービスを行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1131	訪問型独自サービス11/3	訪問型サービス11/3 1週に1回程度の場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1.094	1月につき	
A2	2131	訪問型独自サービス11/3日割	1週に1回程度の場合 ※1月に4回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	36	1日につき	
A2	1231	訪問型独自サービス12/3	訪問型サービス12/3 1週に2回程度の場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	2.185	1月につき	
A2	2231	訪問型独自サービス12/3日割	1週に2回程度の場合 ※1月に8回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	72	1日につき	
A2	1341	訪問型独自サービス13/3	訪問型サービス13/3 1週に2回を超える程度の場合 ※1月に12回を超えてサービスを提供した場合	3.466	1月につき	
A2	2341	訪問型独自サービス13/3日割	1週に2回を超える程度の場合 ※1月に12回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	114	1日につき	
A2	2431	訪問型独自サービス21/3	訪問型サービス21/3 標準的な内容の訪問型サービスである場合 ※1月に12回まで	267	1回につき	
A2	2531	訪問型独自サービス22/3	訪問型サービス22/3 生活援助が中心である場合(20分以上45分未満)※1月に20回まで	166		
A2	2641	訪問型独自サービス23/3	訪問型サービス23/3 生活援助が中心である場合(45分以上) ※1月に16回まで	205		
A2	1431	訪問型独自短時間サービス/3	訪問型短時間サービス3 事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※主に身体介護を行う場合で1月につき2回まで	152		
A2	C231	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11/3	訪問型サービス11 1週に1回程度の場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	11単位減算	-11	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	1週に1回程度の場合 ※1月に4回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C232	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12/3	訪問型サービス12 1週に2回程度の場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	22単位減算	-22	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	1週に2回程度の場合 ※1月に8回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C234	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13/3	訪問型サービス13 1週に2回を超える程度の場合 ※1月に12回を超えてサービスを提供した場合	35単位減算	-35	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	1週に2回を超える程度の場合 ※1月に12回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	訪問型サービス21 標準的な内容の訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	訪問型サービス22 生活援助が中心である場合(20分以上45分未満)	2単位減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	訪問型サービス23 生活援助が中心である場合(45分以上)	2単位減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	訪問型短時間サービス 事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※主に身体介護を行う場合で1月につき2回まで	2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		所定単位数の15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算I	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I) 100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算II		(2)生活機能向上連携加算(II) 200単位加算	200	1回につき
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	口腔連携強化加算 ※1月に1回を限度	50単位加算		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算I	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の137/1000加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算II		(2)介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算III		(3)介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数の55/1000加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算I	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数の63/1000加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II) 所定単位数の42/1000加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000加算		

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

A2 共生型介護予防訪問介護相当サービス(ウ) <100/100> サービスコード表

・指定居宅介護事業所において、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等及び重度訪問介護従業者養成研修修了者以外の者が共生型介護予防訪問介護相当サービスを行う場合

サービスコード	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
A2	1141	訪問型独自サービス11/4	訪問型サービス11/4	1週に1回程度の場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,176	1月につき		
A2	2141	訪問型独自サービス11/4日割	訪問型サービス11/4	1週に1回程度の場合 ※1月に4回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	39	1日につき		
A2	1241	訪問型独自サービス12/4	訪問型サービス12/4	1週に2回程度の場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	2,349	1月につき		
A2	2241	訪問型独自サービス12/4日割	訪問型サービス12/4	1週に2回程度の場合 ※1月に8回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	77	1日につき		
A2	1351	訪問型独自サービス13/4	訪問型サービス13/4	1週に2回を超える程度の場合 ※1月に12回を超えてサービスを提供した場合	3,727	1月につき		
A2	2351	訪問型独自サービス13/4日割	訪問型サービス13/4	1週に2回を超える程度の場合 ※1月に12回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	123	1日につき		
A2	2441	訪問型独自サービス21/4	訪問型サービス21/4	標準的な内容の訪問型サービスである場合 ※1月に12回まで	287	1回につき		
A2	2541	訪問型独自サービス22/4	訪問型サービス22/4	生活援助が中心である場合(20分以上45分未満)※1月に20回まで	179			
A2	2651	訪問型独自サービス23/4	訪問型サービス23/4	生活援助が中心である場合(45分以上) ※1月に16回まで	220			
A2	1441	訪問型独自短時間サービス/4	訪問型短時間サービス4	事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※主に身体介護を行う場合で1月につき2回まで	163			
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	訪問型サービス11	1週に1回程度の場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		1週に1回程度の場合 ※1月に4回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		1週に2回程度の場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		1週に2回程度の場合 ※1月に8回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		1週に2回を超える程度の場合 ※1月に12回を超えてサービスを提供した場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		1週に2回を超える程度の場合 ※1月に12回を超えて複数事業所がサービスを提供した場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		訪問型サービス21	標準的な内容の訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		訪問型サービス22	生活援助が中心である場合(20分以上45分未満)	2単位減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		訪問型サービス23	生活援助が中心である場合(45分以上)	2単位減算	-2	1回につき
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		訪問型短時間サービス	事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※主に身体介護を行う場合で1月につき2回まで	2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		所定単位数の15%加算		1月につき		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1日につき		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算		1回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1日につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算		1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1日につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200	1月につき		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100			
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200			
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	口腔連携強化加算 ※1月に1回を限度	50単位加算		1回につき		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算	1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算		介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000加算			

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

A2 共生型介護予防訪問介護相当サービス(エ) <93/100> サービスコード表
 ・指定重度訪問介護事業所が共生型介護予防訪問介護相当サービスを行う場合

サービスコード	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
A2	1151	訪問型独自サービス11/5	訪問型サービス11/5	1週に1回程度の場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した 場合		1,094	1月につき
A2	2151	訪問型独自サービス11/5日割	訪問型サービス11/5	1週に1回程度の場合 ※1月に4回を超えて複数事業所がサー ビスを提供した場合		36	1日につき
A2	1251	訪問型独自サービス12/5	訪問型サービス12/5	1週に2回程度の場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した 場合		2,185	1月につき
A2	2251	訪問型独自サービス12/5日割	訪問型サービス12/5	1週に2回程度の場合 ※1月に8回を超えて複数事業所がサー ビスを提供した場合		72	1日につき
A2	1361	訪問型独自サービス13/5	訪問型サービス13/5	1週に2回を超える程度の場合 ※1月に12回を超えてサービス提供した場 合		3,466	1月につき
A2	2361	訪問型独自サービス13/5日割	訪問型サービス13/5	1週に2回を超える程度の場合 ※1月に12回を超えて複数事業所がサー ビスを提供した場合		114	1日につき
A2	2451	訪問型独自サービス21/5	訪問型サービス21/5	標準的な内容の訪問型サービスである場合 ※1月に12回まで		267	
A2	2551	訪問型独自サービス22/5	訪問型サービス22/5	生活援助が中心である場合(20分以上45分未 満)※1月に20回まで		166	
A2	2661	訪問型独自サービス23/5	訪問型サービス23/5	生活援助が中心である場合(45分以上) ※1月に16回まで		205	1回につき
A2	1451	訪問型独自短時間サービス/5	訪問型短時間サービス5	事業対象者・要支援1・2 (20分未満) ※主に身体介護を行う場合で1月につき2 2回まで		152	
A2	C231	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11/3	訪問型サービス11	1週に1回程度の場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した 場合	11単位減算	-11	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	訪問型サービス11	1週に1回程度の場合 ※1月に4回を超えて複数事業所がサー ビスを提供した場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C232	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12/3	訪問型サービス12	1週に2回程度の場合 ※1月に8回を超えてサービス提供した 場合	22単位減算	-22	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	訪問型サービス12	1週に2回程度の場合 ※1月に8回を超えて複数事業所が サービスを提供した場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C234	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13/3	訪問型サービス13	1週に2回を超える程度の場合 ※1月に12回を超えてサービス提供した 場合	35単位減算	-35	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	訪問型サービス13	1週に2回を超える程度の場合 ※1月に12回を超えて複数事業所が サービスを提供した場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	訪問型サービス21	標準的な内容の訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	訪問型サービス22	生活援助が中心である場合(20分以上45分未 満)	2単位減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	訪問型サービス23	生活援助が中心である場合(45分以上)	2単位減算	-2	1回につき
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	訪問型短時間サービス	事業対象者・要支援1・2 (20分未満) ※主に身体介護を行う場合で1月につき 22回まで	2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算		1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算			所定単位数の15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ	生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	口腔連携強化加算 ※1月に1回を限度		50単位加算		1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算		1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	介護職員等特定処遇改善加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000加算		

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

A3 生活援助サービスコード表

サービスコード		サービス内容種別	算定項目	算定単位数	算定単位						
種類	項目										
A3	1111	生活援助サービス費1	指定事業所が行う場合	181単位	1個につき						
A3	1115	生活援助サービス費1・2割				2割負担者用	181				
A3	1113	生活援助サービス費1・3割				3割負担者用	181				
A3	1117	生活援助サービス費1・減免				災害等により10割公費費用	181				
A3	1211	生活援助サービス費1・同1					163				
A3	1215	生活援助サービス費1・同2・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2割負担者用 3割負担者用	163 163			
A3	1213	生活援助サービス費1・同1・3割					163				
A3	1217	生活援助サービス費1・同1・減免					163				
A3	2211	生活援助サービス費1・同2					154				
A3	2215	生活援助サービス費1・同2・2割				事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	2割負担者用 3割負担者用	154 154			
A3	2213	生活援助サービス費1・同2・3割					154				
A3	2217	生活援助サービス費1・同2・減免					154				
A3	3211	生活援助サービス費1・同3					159				
A3	3215	生活援助サービス費1・同3・2割				同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	2割負担者用 3割負担者用	159 159			
A3	3213	生活援助サービス費1・同3・3割					159				
A3	3217	生活援助サービス費1・同3・減免					159				
A3	1121	生活援助サービス費1				独自事業所が行う場合	160単位	1個につき			
A3	1125	生活援助サービス費1・2割							2割負担者用	160	
A3	1123	生活援助サービス費1・3割							3割負担者用	160	
A3	1127	生活援助サービス費1・減免							災害等により10割公費費用	160	
A3	1221	生活援助サービス費1・同1								144	
A3	1225	生活援助サービス費1・同1・2割							事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2割負担者用 3割負担者用	144 144
A3	1223	生活援助サービス費1・同1・3割								144	
A3	1227	生活援助サービス費1・同1・減免								144	
A3	2221	生活援助サービス費1・同2		136							
A3	2225	生活援助サービス費1・同2・2割	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	2割負担者用 3割負担者用	136 136						
A3	2223	生活援助サービス費1・同2・3割		136							
A3	2227	生活援助サービス費1・同2・減免		136							
A3	3221	生活援助サービス費1・同3		141							
A3	3225	生活援助サービス費1・同3・2割	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	2割負担者用 3割負担者用	141 141						
A3	3223	生活援助サービス費1・同3・3割		141							
A3	3227	生活援助サービス費1・同3・減免		141							
A3	1112	生活援助サービス費2	指定事業所が行う場合	222単位	1個につき						
A3	1116	生活援助サービス費2・2割				2割負担者用	222				
A3	1114	生活援助サービス費2・3割				3割負担者用	222				
A3	1118	生活援助サービス費2・減免				災害等により10割公費費用	222				
A3	1212	生活援助サービス費2・同1					200				
A3	1216	生活援助サービス費2・同1・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2割負担者用 3割負担者用	200 200			
A3	1214	生活援助サービス費2・同1・3割					200				
A3	1218	生活援助サービス費2・同1・減免					200				
A3	2212	生活援助サービス費2・同2					189				
A3	2216	生活援助サービス費2・同2・2割				事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	2割負担者用 3割負担者用	189 189			
A3	2214	生活援助サービス費2・同2・3割					189				
A3	2218	生活援助サービス費2・同2・減免					189				
A3	3212	生活援助サービス費2・同3					195				
A3	3216	生活援助サービス費2・同3・2割				同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	2割負担者用 3割負担者用	195 195			
A3	3214	生活援助サービス費2・同3・3割					195				
A3	3218	生活援助サービス費2・同3・減免					195				
A3	1122	生活援助サービス費2	独自事業所が行う場合	197単位	1個につき						
A3	1126	生活援助サービス費2・2割				2割負担者用	197				
A3	1124	生活援助サービス費2・3割				3割負担者用	197				
A3	1128	生活援助サービス費2・減免				災害等により10割公費費用	197				
A3	1222	生活援助サービス費2・同1					177				
A3	1226	生活援助サービス費2・同1・2割				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2割負担者用 3割負担者用	177 177			
A3	1224	生活援助サービス費2・同1・3割					177				
A3	1228	生活援助サービス費2・同1・減免					177				
A3	2222	生活援助サービス費2・同2					167				
A3	2226	生活援助サービス費2・同2・2割				事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	2割負担者用 3割負担者用	167 167			
A3	2224	生活援助サービス費2・同2・3割					167				
A3	2228	生活援助サービス費2・同2・減免					167				
A3	3222	生活援助サービス費2・同3					173				
A3	3226	生活援助サービス費2・同3・2割				同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	2割負担者用 3割負担者用	173 173			
A3	3224	生活援助サービス費2・同3・3割					173				
A3	3228	生活援助サービス費2・同3・減免					173				
A3	1901	緊急時対応報酬	訪問時、緊急時での対応が必要な利用者に対して、サービスを提供する代わりに算定する。	163単位	1個につき						
A3	1905	緊急時対応報酬・2割				2割負担者用	163				
A3	1906	緊急時対応報酬・3割				3割負担者用	163				
A3	1907	緊急時対応報酬・減免				災害等により10割公費費用	163				
A3	8101	高齢者虐待防止未実施減算					-2				
A3	8103	高齢者虐待防止未実施減算・2割				虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	2割負担者用	-2			
A3	8105	高齢者虐待防止未実施減算・3割					-2				
A3	8107	高齢者虐待防止未実施減算・減免					-2				
A3	8201	業務継続計画未策定減算					-2				
A3	8203	業務継続計画未策定減算・2割				業務継続計画を策定していない場合 ※	2割負担者用	-2			
A3	8205	業務継続計画未策定減算・3割		-2							
A3	8207	業務継続計画未策定減算・減免		-2							
A3	1401	生活援助サービス初回加算	初回加算	200単位加算	1月につき						
A3	1405	生活援助サービス初回加算・2割				2割負担者用	200				
A3	1406	生活援助サービス初回加算・3割				3割負担者用	200				
A3	1407	生活援助サービス初回加算・減免				災害等により10割公費費用	200				
A3	1801	生活援助サービス特別地域加算	特別地域加算	30単位加算	1個につき						
A3	1805	生活援助サービス特別地域加算・2割				2割負担者用	30				
A3	1806	生活援助サービス特別地域加算・3割				3割負担者用	30				
A3	1807	生活援助サービス特別地域加算・減免		30							
A3	1810	生活援助サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	20単位加算	1個につき						
A3	1850	生活援助サービス小規模事業所加算				2割負担者用	20				
A3	1814	生活援助サービス小規模事業所加算・2割				3割負担者用	20				
A3	1818	生活援助サービス小規模事業所加算・減免				災害等により10割公費費用	20				
A3	1811	生活援助サービス中山間地域加算					20				
A3	1815	生活援助サービス中山間地域加算・2割				市長が定める地域に居住する者へのサービス提供加算	2割負担者用	20			
A3	1816	生活援助サービス中山間地域加算・3割		20							
A3	1817	生活援助サービス中山間地域加算・減免		20							

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

A6 介護予防通所介護相当サービスコード表

・介護予防通所介護相当サービス指定事業所が介護予防通所介護相当サービスを行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位			
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス1	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,798単位	1,798	1月につき		
A6	1112	通所型独自サービス1日割		59単位	59	1日につき		
A6	1121	通所型独自サービス2	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	3,621単位	3,621	1月につき		
A6	1122	通所型独自サービス2日割		119単位	119	1日につき		
A6	1113	通所型独自サービス1回割	要支援1、又は、事業対象者で週1回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	436	1回につき		
A6	1123	通所型独自サービス2回割	要支援2、又は、事業対象者で週2回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	447	1回につき		
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	通所型サービス1	376単位減算	-376	1月につき		
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	752単位減算	-752	1月につき		
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3	通所型サービス 回数	94単位減算	-94	1回につき		
A6	5612	通所型独自サービス送迎減算	利用者の自宅と事業所との間の送迎を行わない場合	47単位減算	-47	片道につき		
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	通所型サービス1	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	18単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1日割		1単位減算	-1	1日につき		
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2		通所型サービス2	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	36単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2日割		1単位減算	-1	1日につき		
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1回割		通所型サービス1回割	要支援1、又は、事業対象者で週1回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	4単位減算	-4	1回につき
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2回割	通所型サービス2回割	要支援2、又は、事業対象者で週2回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で8回まで	4単位減算	-4	1回につき	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算1	業務継続計画を策定していない場合※	通所型サービス1	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	18単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算1日割		1単位減算	-1	1日につき		
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算2		通所型サービス2	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	36単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算2日割		1単位減算	-1	1日につき		
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算1回割		通所型サービス1回割	要支援1、又は、事業対象者で週1回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	4単位減算	-4	1回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算2回割		通所型サービス2回割	要支援2、又は、事業対象者で週2回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で8回まで	4単位減算	-4	1回につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき		
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算		1日につき		
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回割		所定単位数の 5%加算		1回につき		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240			
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100			
A6	6310	通所型独自サービス一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算	480単位加算	480			
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算	50単位加算	50			
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算	200単位加算	200			
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	88単位加算 176単位加算	88 176	1月につき
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	72単位加算 144単位加算	72 144	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	24単位加算 48単位加算	24 48	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅳ						
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅴ						
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅵ						
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40単位加算	40		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算			
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算			
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算				
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 11/1000 加算				

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,798単位	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超		59単位	41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	3,621単位	2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超		119単位	83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス1回割・定超	要支援1、又は、事業対象者で週1回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス2回割・定超	要支援2、又は、事業対象者で週2回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	313	1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A6	9001	通所型独自サービス1・欠	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,798単位	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・欠		59単位	41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・欠	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	3,621単位	2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・欠		119単位	83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス1回割・欠	要支援1、又は、事業対象者で週1回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス2回割・欠	要支援2、又は、事業対象者で週2回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	313	1回につき

※感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日まで当該減算を適用しない。

A6 共生型介護予防通所介護相当サービス<90/100>サービスコード表

- ・指定生活介護事業所が介護予防通所介護相当サービスを行う場合
- ・指定自立支援訓練事業所が介護予防通所介護相当サービスを行う場合
- ・指定児童発達支援事業所が介護予防通所介護相当サービスを行う場合
- ・指定放課後等デイサービス事業所が介護予防通所介護相当サービスを行う場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
A6	1211	通所型独自サービス/21	通所型サービス1	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,618単位	1,618	1月につき	
A6	1212	通所型独自サービス/21日割	通所型サービス1	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	53単位	53	1日につき	
A6	1221	通所型独自サービス/22	通所型サービス2	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	3,259単位	3,259	1月につき	
A6	1222	通所型独自サービス/22日割	通所型サービス2	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	107単位	107	1日につき	
A6	1213	通所型独自サービス/21回割	通所型サービス1回割	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	392単位	392	1回につき	
A6	1223	通所型独自サービス/22回割	通所型サービス2回割	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で8回まで	402単位	402	1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	通所型サービス1	通所型サービス1	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	通所型サービス2	752単位減算	-752	1月につき	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3	通所型サービス 回数	通所型サービス 回数	94単位減算	-94	1回につき	
A6	5612	通所型独自サービス返還減算	利用者の居宅と事業所との間の送迎を行わない場合		47単位減算	-47	片道につき	
A6	C221	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	通所型サービス1	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	16単位減算	-16	1月につき
A6	C222	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21日割	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	通所型サービス1	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	通所型サービス2	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	33単位減算	-33	1月につき
A6	C224	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22日割	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	通所型サービス2	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	C225	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21回割	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	通所型サービス1回割	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	4単位減算	-4	1回につき
A6	C226	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22回割	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	通所型サービス2回割	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で8回まで	4単位減算	-4	1回につき
A6	D221	通所型独自業務継続計画未策定減算21	業務継続計画を策定していない場合※	通所型サービス1	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	16単位減算	-16	1月につき
A6	D222	通所型独自業務継続計画未策定減算21日割	業務継続計画を策定していない場合※	通所型サービス1	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算22	業務継続計画を策定していない場合※	通所型サービス2	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	33単位減算	-33	1月につき
A6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算22日割	業務継続計画を策定していない場合※	通所型サービス2	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	1単位減算	-1	1日につき
A6	D225	通所型独自業務継続計画未策定減算21回割	業務継続計画を策定していない場合※	通所型サービス1回割	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	4単位減算	-4	1回につき
A6	D226	通所型独自業務継続計画未策定減算22回割	業務継続計画を策定していない場合※	通所型サービス2回割	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で8回まで	4単位減算	-4	1回につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1回につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240		
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A6	6310	通所型独自サービス一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算		480単位加算	480		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算		50単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算		200単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160		
A6	5015	通所型独自サービス事業所評価加算/2	共生型サービス提供体制加算	共生型サービス提供体制加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	54単位加算	54	
A6	5025	通所型独自サービス事業所評価加算/3	指定生活介護事業所	共生型サービス提供体制加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	109単位加算	109	
A6	5035	通所型独自サービス事業所評価加算/4	指定自立支援訓練事業所	共生型サービス提供体制加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	90単位加算	90	
A6	5049	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ/5		共生型サービス提供体制加算(Ⅳ)	事業対象者・要支援2	181単位加算	181	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅠ	サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅡ	サービス提供体制強化加算	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	176単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅠ	サービス提供体制強化加算	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅡ	サービス提供体制強化加算	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅠ	サービス提供体制強化加算	(5) サービス提供体制強化加算(Ⅴ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅡ	サービス提供体制強化加算	(6) サービス提供体制強化加算(Ⅵ)	事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算ⅡⅠ	生活機能向上連携加算	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5	1回につき	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40単位加算	40		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		1月につき	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算		1月につき	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	介護職員処遇改善加算	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算		1月につき	
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算		1月につき	
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	介護職員等特定処遇改善加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算		1月につき	
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000 加算		1月につき	

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
A6	8004	通所型独自サービス/21・定超	通所型サービス1	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,618単位	1,133	1月につき
A6	8005	通所型独自サービス/21日割・定超	通所型サービス1	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	53単位	37	1日につき
A6	8014	通所型独自サービス/22・定超	通所型サービス2	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	3,259単位	2,281	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス/22日割・定超	通所型サービス2	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	107単位	75	1日につき
A6	8006	通所型独自サービス/21回割・定超	通所型サービス1回割	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	392単位	274	1回につき
A6	8016	通所型独自サービス/22回割・定超	通所型サービス2回割	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で8回まで	402単位	281	1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
A6	9004	通所型独自サービス/21・欠	通所型サービス1	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,618単位	1,133	1月につき
A6	9005	通所型独自サービス/21日割・欠	通所型サービス1	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービスを提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	53単位	37	1日につき
A6	9014	通所型独自サービス/22・欠	通所型サービス2	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	3,259単位	2,281	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス/22日割・欠	通所型サービス2	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービスを提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	107単位	75	1日につき
A6	9006	通所型独自サービス/21回割・欠	通所型サービス1回割	要支援1、又は、事業対象者に、週1回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	392単位	274	1回につき
A6	9016	通所型独自サービス/22回割・欠	通所型サービス2回割	要支援2、又は、事業対象者に、週2回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で8回まで	402単位	281	1回につき

※感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の算定を行っている場合には、令和7年3月31日まで当該算定を適用しない。

A7 通所型短期集中予防サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A7	1001	短期集中予防サービス	通所型短期集中予防サービス (送迎を行わなかった場合もしくは事業所と同一敷地内に所在する建物に居住する者に対して、短期集中予防サービスを行う場合) 386単位	386	1回につき	
A7	1002	短期集中予防サービス・2割		2割負担利用者用		386
A7	1003	短期集中予防サービス・3割		3割負担利用者用		386
A7	1005	短期集中予防サービス・減免		災害等により10割公費用		386
A7	8101	高齢者虐待防止未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 4単位減算		1回につき	
A7	8102	高齢者虐待防止未実施減算・2割		2割負担利用者用		-4
A7	8103	高齢者虐待防止未実施減算・3割		3割負担利用者用		-4
A7	8105	高齢者虐待防止未実施減算・減免		災害等により10割公費用		-4
A7	8201	業務継続計画未策定減算	業務継続計画を策定していない場合※ 4単位減算		1回につき	
A7	8202	業務継続計画未策定減算・2割		2割負担利用者用		-4
A7	8203	業務継続計画未策定減算・3割		3割負担利用者用		-4
A7	8205	業務継続計画未策定減算・減免		災害等により10割公費用		-4
A7	1301	短期集中予防サービス中山間地域等提供加算	市長が定める地域に居住する者へのサービス提供に際して送迎を行う場合 20単位		1日につき	
A7	1302	短期集中予防サービス中山間地域等提供加算・2割		2割負担利用者用		20
A7	1303	短期集中予防サービス中山間地域等提供加算・3割		3割負担利用者用		20
A7	1305	短期集中予防サービス中山間地域等提供加算・減免		災害等により10割公費用		20
A7	1401	短期集中予防サービス送迎加算	事業所が送迎を行う場合 25単位		片道につき	
A7	1402	短期集中予防サービス送迎加算・2割		2割負担利用者用		25
A7	1403	短期集中予防サービス送迎加算・3割		3割負担利用者用		25
A7	1405	短期集中予防サービス送迎加算・減免		事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※主に身体介護を行う場合で1月につき22回まで		25

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A7	1801	短期集中予防サービス定超	通所型短期集中予防サービス 386単位 定員超過の場合 ×70%	270	1回につき	
A7	1802	短期集中予防サービス定超・2割		2割負担者用		270
A7	1803	短期集中予防サービス定超・3割		3割負担者用		270
A7	1805	短期集中予防サービス定超・減免		災害等により10割公費用		270

規定された職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A7	1901	短期集中予防サービス人欠	通所型短期集中予防サービス 386単位 人員欠如の場合 ×70%	270	1回につき	
A7	1902	短期集中予防サービス人欠・2割		2割負担者用		270
A7	1903	短期集中予防サービス人欠・3割		3割負担者用		270
A7	1905	短期集中予防サービス人欠・減免		災害等により10割公費用		270

※感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日まで当該減算を適用しない。

AF 介護予防ケアマネジメント費サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメント		442単位	442	1月につき	
AF	2113	介護予防ケアマネジメント虚	介護予防ケアマネジメント費	高齢者虐待防止措置未実施減算	438単位		438
AF	2115	介護予防ケアマネジメント虚-業		高齢者虐待防止措置未実施減算かつ 業務継続計画未策定減算※	434単位		434
AF	2117	介護予防ケアマネジメント業		業務継続計画未策定減算※	438単位		438
AF	4001	介護予防ケア初回加算	初回加算		300単位加算	300	
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	委託連携加算		300単位加算	300	

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。